

令和8（2026）年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者様へ

新入学児童生徒学用品費の入学前支給のお知らせ

みよし市では、小中学校に通うお子様がいるご家庭で、経済的にお困りの保護者の方に、就学に係る費用の一部を支給する就学援助制度を実施しています。

令和8（2026）年4月にみよし市立の小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者で、ランドセル・カバン、通学用服や体操服などを入学前に購入することが経済的に困難なため、学用品費の入学前支給を希望される方は、このお知らせのとおり申請を行ってください。

新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けることができる方（世帯）

次の条件を全て満たす方

- ① 令和8（2026）年4月にみよし市立の小学校・中学校に入学予定の児童生徒がいる保護者
- ② 生活保護に準ずる程度に困窮している世帯

※就学援助での「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいます。祖父母などで住民票を別にしている場合でも、同じ家に住んでいれば、世帯の中に含まれます。

申請手続き

1 申請受付期間

令和8（2026）年1月14日（水）から令和8（2026）年1月28日（水）まで
(窓口申請の場合は午前9時から午後5時まで)

2 申請方法

- (1) 電子申請（あいち電子申請システム）



←申請はこちら

- (2) みよし市教育委員会 学校教育課（みよし市役所 2階）

※入学予定の小学校・中学校での申請はできませんので、ご注意ください。

3 申請に必要なもの

- (1) 就学援助費受給申請書（入学前支給用）<学校教育課窓口でお渡します>
- (2) 誓約書<学校教育課窓口でお渡します>
- (3) 振込先口座が分かるもの（保護者名義の通帳など）

4 その他

- (1) 令和7（2025）年1月1日現在、みよし市に住所を有していない場合は、令和7（2025）年1月1日住所地で令和7（2025）年度（令和6（2024）年分）の所得証明書を取得して、添付してください。

(2) 上記の受付期間中に新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請されない場合、入学後の4月に就学援助を新規申請し、認定となった場合、6月以降に新入学児童生徒学用品費の支給を受けることができます。

支給内容

1 支給限度額 小学校入学予定のお子様1人につき=57,060円
中学校入学予定のお子様1人につき=63,000円

※令和7(2025)年度入学の支給額です。令和8(2026)年度入学時では変更する場合があります。

2 支給時期 令和8(2026)年2月下旬頃

3 支給方法 申請書に記載された保護者口座に直接振り込みます。

その他の注意事項

- (1) 既に就学援助を受給している場合（小学校・中学校に兄弟姉妹が在学している場合を含む）でも、この入学前支給を希望する方は、改めて申請書（入学前支給用）を提出していただく必要があります。
- (2) 新入学児童生徒学用品費は、お子様の新入学学用品費に係る費用の一部を支給する制度です。その目的のために使用されているか確認するために領収書の提出をお願いする場合がありますので、必ず保管しておいてください。
- (3) 令和7(2025)年度中に入学前支給を申請し、支給を受けられた方は、令和8(2026)年度就学援助（学用品費等の支給）の別途申請は不要です。また、令和8(2026)年度就学援助が認定となった場合、「新入学児童生徒学用品費」は既に支給済であるため、支給はありません。
- (4) 入学日時点で世帯や転出等の状況を再度確認させていただき、令和8(2026)年度就学援助の審査を行います。その結果、不認定になった場合は、支給を受けた入学前支給の全額をみよし市に返還していただきますのでご了承ください。

〈お問い合わせ〉 みよし市教育委員会 学校教育課
0561-32-8026